

史料1 凌霜館「新築并開場式諸費簿」 明治15年12月（野津田町・村野家文書）

「明治十五年  
新築并開場式諸費簿  
一二月起  
」  
「凌霜館」  
甫

一金貳拾四円 大蔵村  
柱代 角次郎  
同 同  
一金拾四円 八十九銭 同人  
此内訳 十四日  
金貳円拾四銭三厘 (松五分  
三十拵)  
金壹円貳十銭 (松四分十九拵  
高壹丈四尺五寸)  
金壹円四十壹銭六リ (楨中貫十五丁  
同大貫二丁)  
金貳円八十七銭五厘 (松大貫九尺二丁  
同二間十一丁  
同三間七丁  
同二間■廿三丁  
松五分八丈五尺  
同中貫十二丁  
同人  
一金五円七十五銭 久保沢  
木口品々代 五厘 武蔵や払  
一金四円 式十八銭五厘  
杉板六十拵 大工  
一金六拾四円 井上安太郎  
七十四銭八厘 小菅市造  
新築ヨリ造作総手間并二扶持米共 土方  
一金貳拾五円 式十壹銭五厘 吉五郎  
地行ヨリ土手築キ迄手間并扶持共 木挽  
一金貳拾五円 拾四銭 市郎右衛門  
梁引物共他床拵迄手間扶持共  
一金七円 村野栄吉  
手間金同人立替分渡ス  
一金貳拾四円 家根屋  
五十七銭六厘 又四郎  
手間并二竹縄代外扶持米共一切  
一金貳円三十七銭 同人

小マキカキ 五厘  
人足九人半  
一金四円三十七銭 針代  
六厘  
大小取交セ新築ヨリ修繕ニ至る迄一切  
大工 安太郎

一金七円 式十七銭  
建具代 此内訳  
戸棚坐戸四拵 雨戸二拵  
開戸 式拵 障子二拵  
一金六十銭六厘 萱附駄賃  
金井村 道具屋  
一金貳円七十銭 畳心代  
一金壹円五十九銭 棚上■  
六拵  
一金六十六銭 同 三拵  
函師村 置屋  
一金七十五銭 手間代 同村 左官  
一金壹円 五十銭  
入手間五人分  
一金壹円六十九銭 土方 吉五郎  
四厘  
飯米二斗 二升  
一金貳円七十五銭 大蔵村 角二郎  
井戸側 此内訳  
松六尺側 二組  
杉二尺五寸側 壹組  
五力田村 桶屋  
一金壹円 三十壹銭  
入手間五人分 土方 吉五郎  
一金八円五銭 井戸掘手間  
一金三円八十銭 九厘 同人  
同 扶持藁代并神酒共  
扶持藁代并神酒共 酒代  
一金五円 九十七銭四厘  
新築棟上神酒并二家根葺上

神酒(マ)導場稽古始メ神酒等ナリ  
 一金七十九錢 雜費  
 家根屋祝儀洗米外者代  
 一金四円八錢 大工  
 三厘 六右衛門  
 車井柱并ニ窓其他修繕手間  
 原町田村  
 柏屋  
 井車同綱同釣瓶代  
 鍛冶  
 弥太郎  
 一金弍円弍十錢 老厘  
 窓珀カン掛銀窓押棒代  
 石炭油  
 其他雜費  
 一金六拾五錢 三厘 雜品  
 盥手桶其他井品々  
 原町田  
 買物  
 一金  
\*上に右貼紙  
 〔小以二百四十疋円七十九錢九厘〕  
 火鉢瓶其他勝手道具  
(マ)  
 以下会館式費用  
 酒片馬  
 一金五円五十錢 導場開キ前夜村内ニ振舞酒代  
 上酒一樽  
 凌霜館開場式当日振舞酒代  
 一金六円  
 開場式  
 雜費  
 一金五円

六十疋錢九厘  
 緒金巾 小切白足袋麻囊其他  
 開場ニ用タル品々代  
 一元弍拾九円  
 六十錢 図師村  
 此内訳 まんぢうや  
 総計百八十五人前 琴払  
 百人前 壹人ニ付  
 此金弍十七円 弍十二錢五厘宛  
 同  
 六十五人前 四錢宛  
 此金弍円六十錢  
 花敵院  
 席料  
 一元弍円  
 同院  
 一元五十錢 同院  
 下男小僧ニ遣ス  
 ズン  
 まんぢうや  
 祝儀  
 一元弍円 同屋  
 勝手働キ遣ス  
 同屋  
 一元五十錢 角屋  
 豆腐二十六丁代  
 河井折之助  
 品物借用致候ニ付謝儀ニ遣ス  
 石阪公歴  
 一元  
\*上に右貼紙  
 立替  
 〔小以金五十二円二十三錢五厘三口ノ二百九十三  
 円八十二錢  
 八厘〕  
 凌霜館名盃代

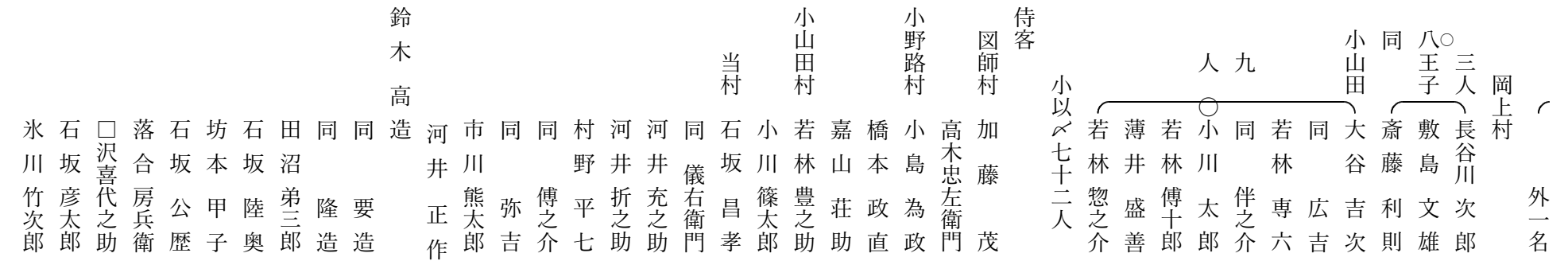
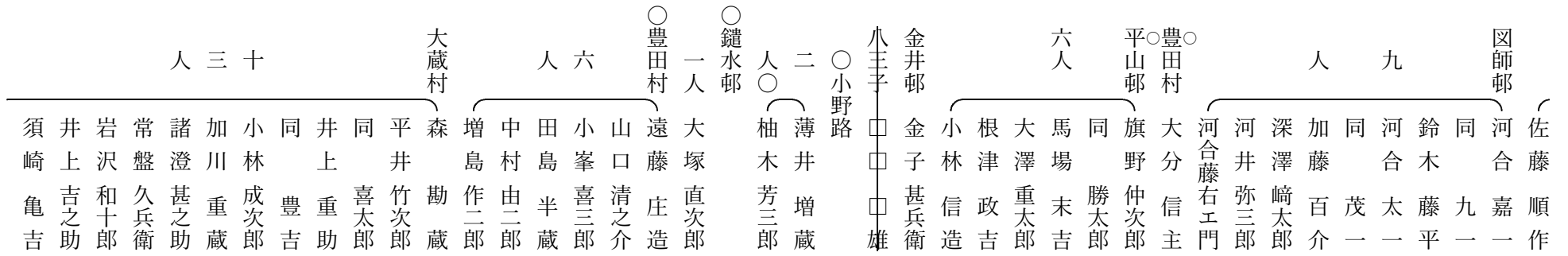
史料2 凌霜館開場式「出席簿」

明治16年5月6日

(野津田町・村野家文書)

〔表紙〕 出席簿  
 〔裏表紙〕 Liosokan  
 五月六日凌霜館開場式劍客名氏  
 小野路邨 永井 音吉  
 同 勇蔵  
 高橋 庄作  
 小島 鋪策  
 北島 桂  
 小山 良之助  
 橋本 傳五郎  
 小宮 友吉  
 永井 角之丞  
 橋本 祐三  
 嘉山 高寛

橋本 正清○  
 八王子 中田 平之  
 八王子 伊藤 祐義  
 岡 勘兵エ  
 相原 中村 勝造  
 同 青木 梅助  
 同 同 善太郎  
 同 同 金兵エ  
 同 同 吉太郎  
 同 同 泰二郎  
 溝村 築井 愛資  
 五 佐藤 弥三郎  
 榎本 熊二郎  
 人 森谷 茂三郎



小菅 福造  
村野 栄吉  
同 常右衛門  
同 源助  
同 運太郎  
同 嘉吉

近藤 直吉  
三浦 正行  
客員 久保 太郎  
小以三十五人  
総員百七人

史料4 凌霜館出席人名帳 明治16年(推定)6月 (野津田町・石阪家文書)

凌霜館出席人名帳

六月一日より

修業者公

九面

一日 石坂 公歴

石坂 武津

石坂 武津

七月一日 出席速ニ帰り先

田沼武三良

生留守ナルヲ以テナリ

鈴木 隆造

七月二日

村野常右衛門

三浦 正行

二日 鈴木 高吉

三面

鈴木 隆造

石坂 武津

三日 鈴木 隆造

七月三日 武津道場へ出行

石坂 公歴

ヲソキヲ以テナリ

石坂 武津

二面

村野常右衛門

石坂 武津

村野運太郎

七月四日

石坂 公歴

先 生

石坂 武津

三面

村野運太郎

兼 太郎

六月十七日ヨリ始メ

三面

同月同日

甚 兵衛

三浦 正行

一面

四面

石坂 武津

鈴木 高造

七月五日

二面

先 生

石坂 武津

一面

六月十八日 不明

兼 太郎

六月十九日

三面

三浦 正行

武 津

三面

七月六日

石坂 武津

先 生

六月廿日 此外不出

五面

六月卅日

石坂 武津

東京住人

齋藤 兼太郎

七月八日

七月九日	先 生	石阪 武津	七月十七日	先 生	石阪 武津
七月十日	先 生	齊藤 兼太	七月十八日	先 生	兼太 郎
七月十一日	先 生	石坂 武津	七月十九日	武 津	兼太 郎
七月十二日	不出	石阪 武津	七月廿日	武 津	兼太 郎
七月十三日	兼太 郎	兼太 郎	七月廿一日	先 生	兼太 郎
七月十四日	先 生	石阪 武津	七月廿二日	武 津	兼太 郎
七月十五日	不出	石阪 武津	七月廿三日	高 造	兼太 郎
七月十六日	不出	石阪 武津	七月廿四日	一 面	武 津
			七月廿五日	武 津	武 津

史料5 凌霜館での剣術試合を知らせる石阪昌孝の草薙鶴吉宛封筒 年月日不明

(金井・草薙家文書)

〔封筒表書き〕  
金井村 草薙鶴吉様 石阪昌孝 紙幣入

〔封筒裏書き〕  
「今日只今ヨリ谷田貝ト云フ剣術士と三浦と試合アリ飯塚君御同道凌霜館え御出アリタシ」

史料6 村野常右衛門の自叙文 年月日不明 (野津田町・村野家文書)

余安政六年七月廿五日ヲ以テ生ル幼字ヲ磯吉ト称ス明治元年父ヲ失ヘ家ヲ継クニ及ンテ今ノ名ニ改ム家世々農商ヲ業トス  
二年句読ヲ大谷村清水某ニ受ク  
六年小学ノ設成ル乃入テ普通教育ニ就ク  
八年小笠原東陽先生ノ門ニ入り專漢学ヲ修ム塾耕余塾ト称ス余ノ塾ニ在ルヤ師ニ就テハ即先聖先哲ノ道ヲ講シ友ト交ラハ則濟時濟世ノ策ヲ談シ雄心勃勃々自己ム克ワサルモノアリ当時海内漸ク多事広義甲乙格シ民心東西和セス慷慨ノ士悲愴ノ客各其持スル所ヲ説キ是トスル所ヲ論シ風餐駟背妮々トシテ止マス余亦間々彼ノ漫遊諸士ト交ヲ結ヒ初メテ四方ノ志ヲ抱キ将ニ布韉ヲ天下ニ試ミニントス只其資ナキヲ患ヒ百方之ヲ家萱ニ計ル事遂ニ親族ノ聞ク所トナリ遂ニ余ヲシテ強テ塾ヲ

退カシムルノ極ニ至レリ余亦他ニ思フ所アリ敢テ其ノ命ニ逆ハラス退テ専家事ヲ理メ村治ヲ図リ或ハ学校世話役トナリ或ハ村会議員トナリ着々事ヲ処ス量平ノ評蓋シ父老ノ口頭ニ止リシナルベシ

十三年先是四方憂世ノ士或ハ総代ノ名義ニ抛リ或ハ委員ノ資格ヲ持シ各出京シテ或ハ建白ニ或ハ請願ニ心ヲ勞シカヲ尽シ国会ノ以テ開カザルベカラザルヲ論シ大ニ計ル所アリシモ當時余ハ商權回復ノ事ニ奔走セシヲ以テ勢其事業ニ就クコト克ワザリキ余以為ヘラク商權回復ノ事タル業固ヨリ容易ナラズト雖トモ然レトモ要スルニ直輸出ノ一手段ニ過キザルノミト乃社友日高枳山子石阪蟠齋子ト謀リ二三商估ノ贊助ヲ得一社ヲ創立シテ日本生糸商會ト稱シ事務所ヲ東京本石町ニ設ケ広ク株主ヲ募集セリ蓋シ先ツ我國輸出ノ最多額ニシテ且最精良ナルモノ即生糸ヲ直輸出シテ以テ商權回復ノ端緒ヲ得ントスルノ趣旨ニ出ツ而シテ事遂ニ志ヲ得ス中道ニシテ止ム

是歳民撰戸長ニ挙ケラルル當時郡政其宜キヲ失ヒ其下人民ヲ待スル頗ル懇篤ノ意ヲ欠キ殆ント苛虐ト云フモノニ近ク衆庶之カ為メニ不便ヲ感スルコト尠ナカラズ余ノ戸長ニ挙ケラル、ヤ務メテ其幣ヲ矯治セント欲シ枉ケテ其職ヲ奉シ專郡吏ノ処置如何ヲ視察シ弊ノ尤トモ甚シキモノ五ヶ条ヲ得タリ乃郡下五十有余ヶ村ニ檄シ戸長若シクハ総代ヲ會シ百方熟議シテ委員三名ヲ撰ヒ身亦其一ニ与リ郡吏改撰請願書ヲ時ノ県令ニ捧ケシモ厘々數十ヶ村ノ訴ヘヲ以テ其吏員ヲ改撰スヘカラザルノ主趣ヲ以テ之ヲ却下シ断乎トシテ省セス余憤慨尚其為ス所如何ヲ着目シ務メテ其実ヲ得ンコトニノミ留意セリ會々県會議員撰舉會ヲ開クニ方テ撰被両權者ノ姓名簿ヲ具ヘス固ヨリ又之ヲ各人ニ示サズ戸長其者力撰舉人總代トナル等數多ノ弊害アルヲ目撃シ來ルニ及ンテ旧然トシテ曰豎子以テ糾スベシ今日復衆力ヲ藉ルヘキニ非スト乃只部下一村ノ總代トシテ出庁シ不正ノ撰舉云云ノ開申書ヲ出シ猶面アタリ郡吏所為ノ不正ヲ条陳シ応当ノ糾治アランコトヲ請ヒリ県遂ニ之ヲ容レ大ニ黜罰ヲ行ヒ郡政是ヨリ改良セリ幾ハクモナク郡長モ亦遂ニ職ヲ辞スルニ至レリ余亦完爾トシテ職ヲ辞ス

十四年先是宇内ノ志士与ニ共ニ謀ル所アリ期成同盟會ヲ東京ニ建ツ余亦屢此ニ遊ヒ其地方ヲ團結スルノ必要ヲ感シ石阪蟠齋子ト謀リ一社ヲ当郡原町田村ニ設ケ之ヲ融貫社ト名ツケ社員三百余名ヲ以テ組織シ互ニ智識ヲ交換シ情況ヲ通スルノ区トナシ彼ノ期成同盟會ト氣脈ヲ通シ時々弁士ヲ聘シテ演說會ヲ開キ務メテ民心ノ振起ヲ計レリ其期成同盟會ヲ解キ自由党ヲ組織スルニ至テ亦該會ヲ散シ更ニ自由党ニ加盟セリ

十六年凌霜館ヲ建ツ蓋シ以為ヘラク時勢ノ進ム所示來或ハ所謂有形的組織ノ甚迂遠ニシテ無形的團結ノ尤トモ必要ナル機會ニ接スルコトモアルヘク果シテ之レアランカ今ヨリシテ之ガ準備ヲナサンバ俗ニ所謂猪ヲ見テ矢ヲ矧クモノニ近ク到底好結果ヲ得ヘキニアラズト是此館ヲ建ツル微旨ニシテ只力士劍客ヲ待スル所似ノ一道場ニ過キサカカ如キモ其実精神ノ確固ニシテ且其技倆ノ妙身体ノ強以テ他日我カ用ニ供ス可キモノヲ養成スルノ意ニ出テシモノナリ而シテ遂ニ其ノ効力ヲ見ルニ至ラザリシ

史料9 『皇国武術英名録』全五卷（抄録）

明治21年（小田原市立図書館）

神道無念流	武州南多摩郡 野津田村	石坂彦太郎	神道無念流	武州南多摩郡 野津田村	榎本樗之助
神道無念流	武蔵国北葛飾郡 松伏村	石坂 穰	神道無念流	武州南多摩郡 野津田村	鈴木佐十郎
神道無念流	武州南多摩郡 野津田村	石坂 登志	神道無念流	武州南多摩郡 野津田村	鈴木 高藏
神道無念流	武州南多摩郡 野津田村	石坂 公歴	神道無念流	武州南多摩郡 野津田村	鈴木 隆造

神道無念流	武州南多摩郡 野津田村	関口 繁吉	神道無念流	武州南多摩郡 本町田村	奥田 熊蔵
神道無念流	武州南多摩郡 野津田村	高橋 喜助	神道無念流	武州南多摩郡 本町田村	大沢 勝蔵
神道無念流	武州南多摩郡 野津田村	分部 徹民	神道無念流	武州南多摩郡 本町田村	河原 鉄五郎
神道無念流	武州南多摩郡 野津田村	三浦周之助正行	神道無念流	武州南多摩郡 本町田村	平本 亀吉
神道無念流	武州南多摩郡 野津田村	邨野常右エ門	神道無念流	武州南多摩郡 本町田村	平本 伊三郎
神道無念流	武州南多摩郡 野津田村	邨野 栄吉	神道無念流	武州南多摩郡 本町田村	古屋 菊次郎
神道無念流	武州南多摩郡 野津田村	村野 源助	神道無念流	武州南多摩郡 町田村	大澤 與三郎
神道無念流	武州南多摩郡 野津田村	村野 嘉吉	神道無念流	武州南多摩郡 小山田村	大谷 吉次
神道無念流	武州南多摩郡 野津田村	村野 彰	神道無念流	武州南多摩郡 小山田村	大谷 友作
神道無念流	武州南多摩郡 野津田村	邨野 運太郎	神道無念流	武州南多摩郡 小山田村	大谷 廣吉
神道無念流	武蔵国南多摩郡 野津田村	吉沢喜代之助	神道無念流	武州南多摩郡 真光寺村	榎本 重美
神道無念流	武州南多摩郡 野津田村	小菅 福蔵	神道無念流	武州南多摩郡 金井村	金子 甚兵衛
神道無念流	武州南多摩郡 野津田村	近藤 直吉	神道無念流	武州南多摩郡 金井村	横山 鹿之助
神道無念流	武州南多摩郡 本町田村	上野 直矩			

遠祖は三浦良澄その裔たり（中略）正行周之輔と称す吉郷の舎弟なり我少時より武術に志し兄三浦雄に就いて修行すること三年後ち江戸に至たる徳川家士井上八郎由利元十郎の両氏に就いて修行すること四年時まさに慶応戊辰の年に天下騷擾ここに勤王佐幕の二党となり我すなわち節義の守る可らざるを覚り奮然由利の家を辞し各所に奔走し知友染谷某瀧某等と謀り徳川の隸属を嘯集し貫義隊なるものを編し自ら同隊の兵士数百を率ひ上総国木更津に陣すたびたび宮兵と近在各所に転戦し互いに勝利あり我軍終に利あらず残率ひて九十九里に走る誰か云う王師天なりと我輩又保つ能はず我徒佐幕の貫義隊亦、雲消霧散し我又单身静岡に赴く勝麟太郎氏の救解に依り再び明治聖朝の恩波に浴し撃壊鼓腹の民となる明治十四年出でて常陸国真壁郡下谷貝村に遊ぶ八幡十郎に就いて神道無念流の奥義を究め同十五年秋中旬辞して武州南多摩郡埜津田村に遊ぶ同地有志の爲め一推されて師となり一館を築き三十余名の少壯を導き勉励精し撃剣の業に従事す名ずけて凌霄館と云ふ后又東京神田区淡路町に養真館を設立し武術撃剣の業を開き又、歸りて埜津田村凌霄館に留る

史料10 大須賀明殺害事件の「予審終結決定」書 明治25年4月17日 （野津田町・村野家文書）  
（本巻）  
 「二五予二四号」

予審終結決定

神奈川県南多摩郡鶴川村野津田  
 二千七百九十六番地平民農  
 村野 嘉吉

全村九百三番地平民農  
明治元年二月生  
村野 栄吉  
安政四年五月生

全村二千七百七十八番地平民農  
村野弥吉長男  
村野 運太郎  
明治五年四月生

全村二千八百三十一番地平民農  
大澤只助弟  
大澤喜代次郎  
明治五年六月生

全村二千八百廿五番地平民農  
近藤 房吉  
明治元年四月生

鶴川村大蔵二千百五番地平民農  
井上 甚之助  
安政五年五月生

全村二千九十七番地平民農  
井上 政吉  
安政五年七月生

全村二千八百八十九番地平民系繭商  
井上 重助  
明治元年七月生

全村二千二百廿八番地平民大工職  
鳥海 清吉  
安政元年八月生

鶴川村野津田千八十三番地平民農  
村野常右エ門  
安政六年七月生

南多摩郡町田村原町田千二百  
一番地平民山中源之輔弟  
山中 勘次郎  
明治元年一月生

神奈川県高坐郡坐間村栗原  
三千五百八十六番地平民  
大矢仁右エ門長男野津田学校小使  
大矢 正夫  
文久三年十一月生

神奈川県南多摩郡鶴川村大蔵  
千六百一番地平民農須寄延太郎弟  
須寄 緝作  
明治二年一月生

鶴川村野津田二千三百六十六番地  
平民農市川兵助養父  
市川直右エ門  
天保十年三月生

全村二千八百八十七番地平民農  
村野 八重吉  
明治二年九月生

村野瀧次郎弟  
村野 萬蔵  
明治五年十二月生

全所平民農村野瀧次郎弟

右村野常右エ門山中勘次郎大矢正夫ニ対スル謀殺教唆村野嘉吉村野栄吉村野運太郎大澤喜代次郎近藤房吉井上甚之助井上重助鳥海清吉須寄緝作市川直右エ門村野八重吉村野萬蔵ニ対スル謀殺大矢正夫ニ対スル監視規則違犯被告事件遂予審処南多摩郡鶴川村ハ元来衆議院議員選挙ニ付テハ石坂昌孝瀬戸岡為一郎ヲ推ス者多キニ居ル然ルニ鶴川村大蔵医師大須賀明ハ其反对者ニシテ明治廿五年二月衆議院議員総選挙ノ際ノ如キ之レカ反对ノ運動ヲ試ミ多少右兩人ニ投票セサリシ者ヲ生シタルヨリ其党员ハ是レ必ス「明」ノ運動ヲ試ミタルノ結果ナリト妄信シ大ニ之ヲ憤怒シ「明」ヲシテ大蔵ニ居住セシムルハ後來我党ノ為メ甚不利益ナル事ヲ唱道シツ、在リシカ被告嘉吉ハ我党ノ害ヲ除カントセハ宜ク「明」ヲ殺害スルニ如カズト決意シ先ツ其全志者ヲ得ント企図シ明治廿五年三月十二日朝之ヲ被告甚之助ニ謀ルニ甚之助ハ異議ナク其全意ヲ表シタルヲ以テ其邂逅ノ日時場所等ヲ約シ置キ続テ全夜被告常右エ門ノ設立ニ係リ被告共ノ常ニ出入スル所ノ凌



霜館（霜）ニ赴（赴）キ被告共ニ向テ其意中ヲ演述セシニ被告栄吉運太郎喜代次郎房吉ノ四名ハ速ニ之レニ全意セリ茲ニ嘉吉ハ全志者ヲ得テ其夜十時過嘉吉栄吉運太郎ノ三名ハ各仕込杖ヲ携ヘ房吉ハ山椒ノ杖喜代次郎ハ青竹ノ杖ヲ持チ五人全行「明」ノ居宅ヘ向ケ凌霜館（凌霜）ヲ出立テタリ」茲ニ又甚之助ハ其夜重助方ヘ立越シ飲酒ノ際被告政吉清吉等モ亦其所ニ来会セルヨリ其日嘉吉ト約シタル事実ヲ語ルニ政吉等ハ速ニ之ヲ全意シタルヨリ甚之助ハ木刀ヲ携ヘ四人全行「明」ノ居宅ヘ向ケ重助方ヲ出立テタリ」其夜十時三十分頃予期ノ如ク被告共総テ九人「明」方居宅傍ノ道路ニ逢遇セルヨリ先ツ「明」ノ逃走ヲ捕獲スルノ予備トシテ居宅近傍ノ要所ヘ夫々人員ヲ部署配置シ栄吉ハ喜代次郎ニ命シテ病者アリト詐呼シテ其入口ヲ開カシメントセルモ拒絶シテ之ニ応ゼサルヨリ此ノ上ハ戸ヲ破壊シ居宅内ヘ闖入シテ以テ其目的ヲ果スノ外ナシトナシ甚之助政吉清吉ハ其他ノ者ト共ニ其場ニ有リ合セタル楮子、丸太、大槌等ヲ以テ入口ノ戸ヲ突キ破リタレハ「明」ハ驚愕南西ノ雨戸ヲ押シ開キ前面ノ桑畑内ヘ飛出シタルヨリ被告共ハ其場ヘ走セ付ケ栄吉嘉吉運太郎ハ各仕込杖ヲ抜き放チ首部頭部等六ヶ所ヲ刺切シ遂ニ「明」ヲ殺害シタル事

以上ノ事実ハ検証調書予審調書証拠物件等ニ徴シ其証憑充分ナリト認定ス右所為ハ刑法第二百九十二条ニ該当ス喜代次郎ハ犯時二十才未滿ナルヲ以テ第八十一条又一般ニ対シ第四十三条第四十四条等ヲ適用処断スヘキ重罪ナリト思料スルヲ以テ刑事訴訟法第百六十八条ニ依リ横浜地方裁判所ノ重罪公判ニ附スル決定ヲ為ス者也

但被告村野嘉吉外八名ハ此決定ニ対シ抗告ヲナスコトヲ得其期間ハ決定書ノ送達アリタル日ヨリ三日トス

被告須寄緝作市川直右エ門村野八重吉村野萬藏カ前頭被告共ト大須賀明ヲ殺害シタリトノ被告事件、村野常右エ門山中勘次郎大矢正夫カ其教唆ヲシタリトノ被告事件及ヒ大矢正夫カ公権停止中私ニ公権ヲ行ヒタリトノ被告事件ハ何レモ其犯罪ノ証憑充分ナラサルヲ以テ刑事訴訟法第百六十五条第一ニ則リ被告共ニ対シ免訴ノ決定ヲナシ大矢正夫ハ其勾留ヲ解キ放免スル者也

明治廿五年四月十九日於横浜地方裁判八王子支部

予審判事 田中頼信

裁判所書記 高島 愿

依原本ニ此正本ヲ作ル者也（横浜地方裁判所八王子支部印）

全日於全庁

裁判所書記 磯辺徳庸

史料11 大須賀明殺害事件の「東京控訴院裁判言渡書」(写) 明治25年11月26日

(野津田町・大沢家文書)

「（表紙） 東京控訴院裁判言渡書」

裁判言渡書

住所(略)

村埜嘉吉

外八名(略)

右謀殺事件ニ付明治廿五年六月十六日横浜地方才判所ニ於テ被告嘉吉栄吉運太郎喜代二郎房吉ニ対シテハ其罪アリトシ嘉吉栄吉運太郎ヲ各無期徒刑ニ喜代二郎ヲ重懲役十年ニ房吉ヲ有期徒刑十二年ニ処シ甚之助清吉ニ対シテハ家屋毀棄ノ罪アリトシ各重禁錮五ヶ月罰金貳円ニ拠シ重助政吉ニ無罪ヲ言渡シタルニ嘉吉栄吉運太郎喜代二郎房吉ハ各自ニ原検事ハ甚之助清吉政吉重助ニ付扣訴ヲ為シ本院立会検事甚之助清吉ハ各付帯扣訴ヲ申立タリ依而審理ヲ遂ル処

被告嘉吉栄吉等ハ明治廿五年三月衆議院議員総撰挙ノ当時自由黨員石阪昌孝瀬戸岡為一郎ヲシテ当撰セシメンコトヲ欲シテ熱心ニ運動スルニ際シ居村字大蔵寄留千葉県人医師大須賀明モ亦共ニ尽力センコトヲ明言シナガラ中々ニシテ初志ヲ変シ反对党吉埜泰三ニ投票スル様遊説シタルヲ聞

見シ明ハ反对党ヨリ賄賂ヲ受ケテ節ヲ変シタリト思惟シ之ヲ憤ルコト甚ダシキヨリ明ハ危害ノ至ルヲ懼レ一時身ヲ他所ニ避ケタリ明治廿五年三月十二日午前十時頃嘉吉ハ明ガ居宅ノ近傍ニ於テ甚之助ニ出会シ明ノ婦リ居ルヲ聞キ爰ニ明ヲ戮殺スルノ意ヲ決シ乃チ甚之助ニ説クニ今夕医者ヲヤツ付ケニ行クニ付応援スベシトノノ事ヲ以テシ尚ホ立談稍久シク甚之助之レヲ諾シ後會ヲ約シテ相分レタリ是ニ於テ嘉吉ハ全夜嘉吉榮吉運太郎ガ常ニ時事ヲ談論シ文武ヲ研究スルガ為メ集合スル凌霜館ニ至レバ恰モ好シ榮吉運太郎其他数人酒ヲ飲居ルニ會シ嘉吉モ其席ニ列シテ共ニ酒ヲ飲シ興闌ナル頃甚之助ト出会シタルヨリ決意ノ顛末ヲ告ケテ同意ヲ求メタルニ榮吉運太郎兩人全行スルコトニ決シ其夜九時頃運太郎ハ弓形ノ仕込杖嘉吉榮吉モ仕込杖ヲ携へ尚ホ全館ニ居合セタル喜代二郎房吉ニハ事由ヲ詳説セズシテ全行ヲ勸メ喜代二郎房吉ハ単ニ暴行ヲ加ルガ為メナリト信シテ之レニ応シ一全館ヲ立出テタリ又甚之助ハ此夜重助方日待ノ宴ニ招カレテ行キタルニ政吉清吉モ来合セ共ニ飲酒ノ末今夜嘉吉等ガ大須賀方へ免逐ヒニ行ク筈ナレバ手伝ニ至ラサルカト告ケタルニ重助政吉清吉ハ其大須賀宅ノ近傍ニ於テ嘉吉等ノ一行ト會合セリ嘉吉ハ先喜代二郎ヲシ頃四人一同重助方ヲ立出デ大須賀宅ノ近傍ニ於テ嘉吉等ノ一行ト會合セリ嘉吉ハ先喜代二郎ヲシテ大須賀ノ表戸ヲ敲キ金井ニ急病人アリ来診ヲ乞フト呼バシメタルニ深夜且ハ降雨ノ故ヲ以テ謝絶セラレタリ是レニ於テ被告等ハ大須賀ノ宅外所々ニ在リテ逃出ヲ防クヲ備フナシ甚之助ハ隣家加川孫四郎方ニ立掛ケアリシ梯子ヲ持来リテ勝手口ノ雨戸ヲ突破リ清吉ハ土蔵辺ニ在リシ掛矢ヲ將テ玄関ノ戸又ハ土蔵ノ壁ヲ打破レリ明ハ此物音ヲ聞キ戸外ニ避ケントシテ縁側ノ雨戸ヲ開キ逸出スルヤ嘉吉榮吉運太郎ハ之レヲ認メ急進シテ全家裏手ノ桑畑ニ至リ各携フル所ノ刀刃ヲ揮テ明ヲ乱斫シ其ノ場ニ倒シタル後各前後ニ逃去リタリ而シテ明ハ為メニ右顛項部後頭左側部右上膊外面背中央部臀部ニ六創ヲ蒙リ即夜死去シタリ

以上ノ事實ハ検証調書医師ノ鑑定書被告予審調書及陳述ノ一部証人大須賀テイ加川孫四郎ノ調書押収シタル弓形ノ仕込杖等ニ徴シテ証拠充分ナリ

之レヲ法律ニ照スニ嘉吉榮吉運太郎ノ所為ハ刑法第二百九十式条第四百四條ニ該当シ甚之助ノ所為ハ全法ニ第貳百九十式条第百九條前段ニ該当シ喜代二郎房吉重助政吉清吉ハ嘉吉等ヲ幫助シテ犯罪ヲ遂ケシメタルモ毆打スルコトヲ予知シテ謀殺ノ事實ヲ知ラサレバ全法第百九條后段第貳百九十九條三百式条ニ該当ス喜代二郎ハ犯時十六才以上二十歳未滿ナレバ全法第八十一條ニ依リ一等ヲ減スベク所犯情状原諒スベキモノアルニ付キ全法第八十九條第九十條ニ從ヒ嘉吉ニ對シテハ本刑ニ一等ヲ減シ榮吉運太郎房吉甚之助重助政吉清吉ニ對シテハ二等ヲ減シ喜代二郎ニ對シテハ尚ホ一等ヲ減シテ処断スベキモノトス

右ノ理由ナルヲ以テ前掲ノ原判決ハ失当ニシテ嘉吉榮吉運太郎喜代二郎房吉及ビ原検事ノ扣訴ハ共ニ理由アリ依テ刑法訴訟法第百六十一條後段ニ從ヒ原判決ヲ取消シ前記ノ事實及法律ノ理由ニ依リ更ニ判決スルコト左ノ如シ

被告嘉吉ヲ無期徒刑ニ処シ被告榮吉運太郎ヲ有期徒刑十五年ニ処シ

被告甚之助ヲ重懲役九年ニ処シ被告喜代二郎清吉ヲ各重禁錮二年六ヶ月ニ処シ被告房吉重助政吉ヲ各重禁錮二年ニ処ス

押収ノ弓形仕込杖ハ刑法第四十三條ニヨリ没収シ他ハ其々還付ス

明治廿五年十一月廿六日於東京扣訴院刑事第貳部検事尾寄房豊立會宣告ス

裁判長判事 小菅栄脩

判事 川村應心

判事 春日 □

判事 飯田宏作

判事 瀧川長教

裁判所書記 一色純一

右原本ニ依リ謄写ス<sup>(謄印)</sup>

明治廿五年十一月廿八日

裁判所書記 一色純一<sup>(謄印)</sup>

史料12 大須賀明殺害事件の「上告趣意書」 明治25年12月2日 (野津田町・大沢家文書)

「<sup>(表紙)</sup> 明治廿五年十二月二日

上告趣意書

上告代言人 弁護士 利光鶴松 一

上告趣意書

村野嘉吉外八名謀殺被告事件ニ付キ第二審判決ヲ不法トスルノ理由左ノ如シ

上告論旨第一点

現行犯準現行犯ヲ除クノ外警察官ニ於テ被告人証人ヲ訊問シ又ハ訊問調査ヲ作ルノ権ナキコトハ固ヨリ論ヲ俟タザルナリ蓋シ此点ニ付テハ独リ刑事訴訟法ノ規定アルノミナラス現ニ御院判決例ノ存スルアリ(茨木<sup>(縣)</sup>平民根本豊次郎ノ上告ニ対スル本年六月三十日付判決北海道土族小野兼基ノ上告ニ対スル本年十一月十日付判決)然ルニ原控訴院ハ本件審理ノ際ニ当テ警察官ノ作りタル訊問調査ヲ断罪ノ材料ニ供シタリ判決言渡書ニハ仕込杖等ニ徴シ証憑充分ナリト記載シ警察調査ハ之レヲ採用シタルモノナルカ將タ又之レヲ排斥シタルモノナルヤ明白ナラズト雖モ審理ノ際之レヲ心証ノ材料ニ供シ而シテ其判決書中ニ於テ之レヲ排斥シタル文辞ナキ上ハ之レヲ採用シタリト見做ス可キハ当然ナク況ンヤ本件ニ於テハ警察調査ヲ除クノ外皆悉ク被告等ニ殺意ナキコトヲ証シ居ルヲ以テ原控訴院ガ被告等ニ殺意アリト認定シタルノ点ヨリ見ルモ其警察調査ヲ採用シタルハ勿論ナリトス(殊ニ原控訴院ノ採用シタル警察調査ハ選挙干渉ノ余弊ヲ受ケ暴行強迫ヨリ成立シタル調査ナレトモ此事ハ略ス)是レ則チ上告人カ原判決ヲ不法トスル第一ノ理由ナリ

上告論旨第二点

原判決ハ井上甚之助ニ擬スルニ刑法第二百九十二条全第九条前段ヲ以テセリ然ルニ其事実認定ノ部ヲ閱スレバ僅カニ左ノ如キ文章アルニ過ギズ「甚之助ニ説クニ今夕医者ヲヤツ付ケニ行クニ付応援ス可シトノ事ヲ以テシ尚立談稍久ク甚之助之ヲ諾シ後会ヲ約シテ相別レタリ」ヤツ付ケルトノ語ハ俗語ニシテ其意義一定セス或ハ人ヲ殴打スルコトヲ意味シ或ハ人ヲ論責スルコトヲ意味シ或ハ人ヲ殺スコトヲモ意味スル場合ナキニアラズ左スレハ単ニヤツ付ケルト記載スルモ是レヲ以テ殺戮ノ意味ナリト見ルヲ得ス随ツテ甚之助之レヲ諾シトハ殺戮ヲ諾シタルヤ論責ヲ諾シタルヤ將タ又殴打ヲ諾シタルヤ之レヲ知ルコト能ハサルナリ如此ク事実ヲ確定セズシテ謀殺ノ情ヲ知りテ幫助シタル者ニ適用ス可キ刑律ヲ擬シタルハ刑事訴訟法第二百六十九条第九ニ該当スル不法ノ判決ナリ

上告論旨第三点

原判決ニ決意ノ顛末ヲ告ケテ全意ヲ求メタルニ栄吉運太郎兩人全行スルコトニ決シ云々トアリ単ニ決意ノ顛末ヲ告ゲトアルモ此レノミニテハ未ダ殺戮ノ決意ヲ告ゲタルヤ否ヤ之レヲ知ルニ充分ナリ良シ又之レヲ知ルニ充分ナリトスルモ単ニ全行スルコトニ決シト云フノミニテハ栄吉運太郎ノ兩人カ殺戮エ全意シタルヤ否ヤ之レヲ知ルコト能ハズ然ルニ兩人ニ対シ刑法第二百九十二条ヲ適用シタルハ是又理由不備ノ判決ナリ

上告論旨第四点

原判決ニ「喜代次郎房吉ハ単ニ暴行ヲ加フルガ為メナリト信ジテ之レニ応ジ」トアリ又原判決ニ「重助政吉清吉ハ其大須賀明ニ暴行ヲ加フルノ意ナルコトヲ察知シテ之レニ全意シ」トアリ如此

ク事実ノ部ニ記載シナガラ右五名ニ対シ欧打致死ノ正条ヲ適用シタルハ如何ナル理由ニ依ル乎之レヲ知ルニ苦マサルヲ得ズ何ントナレバ暴行トハ頗ル汎博ノ語ニシテ必ズシモ欧打致死ヲ指スモノニアラザレバナリ

#### 上告論旨第五点

原判決擬律ノ部ニ喜代次郎房吉重助政吉清吉ハ嘉吉等ヲ幫助シテ犯罪ヲ遂ゲシメタルモ欧打スルコトヲ予知シテ謀殺ノ事実ヲ知ラサレバ」トアリ右五名ニ於テ果シテ欧打スルコトヲ予知シタルノミナリトセバ刑法第四百二十五条第九ニ該当ス可キモノニアラズ刑法第百九条後段ニハ正犯現ニ行フ処ノ罪從犯ノ知ル所ヨリ重キトキハ止ダ其知ル所ノ罪ニ照ラシ一等ヲ減ズトアリ本件ニ於テ原判決ノ認定セル所ニ依レハ正犯ノ現ニ行フ所ノ罪ハ謀殺ナリ而シテ從犯ノ知ル所ハ単一ノ欧打ナリ故ニ上告論旨第四点ヲ不当ト仮定スルトキハ五名ノ者ハ其知ル所ノ欧打罪即チ刑法第四百二十五条第九ノ刑ニ照シ更ニ一等ヲ減ジテ処分ス可キ筈ナルニ正犯ノ現ニ行ヒタル罪ニアラズ又從犯ノ予知シタル所ニモアラザル欧打致死ノ刑ヲ適用シタルハ擬律ヲ錯誤シタル不法ノ判決ナリ

#### 上告論旨第六点

村野運太郎ハ明治五年四月二十八日出生ニシテ犯罪ノ時日ハ明治廿五年三月十二日ナルコトハ一件記録ノ明示セル所タリ故ニ全人ハ犯時猶ホ未成年ナリ明治二十五年四月廿七日ニ至ラザレハ全人ハ決シテ成年ニ達シタルモノト云フ可ラズ行政上ノ成年ト刑法上ノ成年トハ固ヨリ全一ニ論ス可ラズ蓋シ刑法上ノ成年ハ刑罰負担ノ能力ヲ定ムルモノナレバ最モ嚴格ナラザル可ラズ而シテ刑法第四十九条ニハ一年ト称スルハ歴ニ從フトアリ是レ固ヨリ刑期計算ニ関スル規定ナレトモ他ニ年齢計算ノ規定ナキ上ハ之レヲ比附援引ス可キハ当然ナリト信ズ然ルニ原判決ニ於テ犯時滿二十年ト記載シ減等ヲ施サルハ頗ル不法ノ処置ナリ

#### 上告論旨第七点

大沢喜代次郎ニ対シテハ三等ノ減輕ヲ施ス可キ旨ノ明文アルニモ拘ハラズ却テ他ノ二等減輕ノ者ヨリモ重キ刑ヲ科シタルハ不法ナリ勿論刑期ノ範圍内ニ於テ輕重ヲ決スルハ裁判所ノ職權ニ屬スト雖モ全一ノ事実ニシテ一方ハ二等ヲ減輕シ一方ハ三等ヲ減輕シナガラ却テ三等減輕者ヲ重キ刑ニ処スル如キ場合ニ當テハ其情状ノ重キ所以ヲ明示ス可キハ当然ナリ然ルニ其之レヲ明示セズシテ刑期ヲ顛倒シタルハ不法タルヲ免レズ

#### 上告論旨第八点

原判決ハ村野運太郎ノ携帯シタル弓形仕込杖ハ犯罪ノ用ニ供シタリトシテ之レヲ没収シ村野栄吉村野嘉吉兩人ノ携帯シタル刀ハ之レヲ犯罪ノ用ニ供シタルモノニアラズトシテ之レヲ本人ニ還付シタルニモ拘ハラズ事実認定ノ部ニハ三人共各携フル所ノ刀刃ヲ揮フテ明ヲ斬殺シタル旨記載セリ是レ事實理由ノ齟齬シタル判決ナリ

#### 上告論旨第九点

原判決ニ於テ村野嘉吉ノ扣訴モ理由アリト説明シナガラ却テ全人ニ対シテ第一審全様無期徒刑ニ処シタルハ前後撞着ノ裁判ナリ

#### 上告論旨第十点

新事実新証拠ヲ発見スルニアラザレバ第一審ノ事実ヲ変更スル能ハザルハ論ヲ俟タズ第一審ニ於テハ手ヲ下シテ明ヲ斬殺シタルハ運太郎一人ニテ嘉吉栄吉ハ斬殺者ニアラザルコトニ認定セラレタリ然ルニ原判決ニ於テハ新事実証拠ヲ発見シタルニアラスシテ栄吉嘉吉兩人モ亦斬殺者ナリト事実ヲ変更シタリ蓋シ第一審ノ事実ト第二審ノ事実トハ擬律上ニ大影響ヲ有シ良又擬律上ニハ響影ナシトスルモ刑期ノ長短ヲ定ムル犯罪ノ状況ニハ大影響ヲ及ボスヲ以テ理由ナク之レガ変更ヲナスハ法律ノ許サル所ナリ是又原判決不法ノ点ナリ

## 上告論者第十一点

各証憑ニ付キ被告ニ意見ヲ問ヒ弁解ヲ命ジ其利益トナル証憑ノ差出ヲ告知ス可キコトハ刑事訴訟法第九十八条ノ規定セル所ナリ然ルニ原扣訴院ニ於テハ以上三個ノ義務ヲ一モ履行セズシテ本案ノ審理弁論ヲ結了シタリ是レ則刑事訴訟法第九十条ニ違背セル不法ノ判決ニシテ速カニ破棄ス可キモノト信ズ

## 結論

以上十一点ノ理由ニ有之候間原判決ハ速カニ之レヲ廢棄シ更ラニ相当ノ御判決相成度此段申立候也

明治廿五年十二月二日

上告代言人 弁護人 利光鶴松 函

大審院長 判事名村泰藏殿

史料13 大須賀明殺害事件の大審院「判決書」 明治26年2月9日

(野津田町・大沢家文書)

「<sup>〔表紙〕</sup>大審院

明治廿五年第一三〇弍号

判決書

明治廿五年第一三〇弍号

判決書

神奈川県南多摩郡鶴川村埜津田  
式千七百九十番地平民 村埜 嘉吉

(外八名略)

右村埜嘉吉外八名カ謀殺被告事件ニ付明治廿五年十一月廿六日東京扣訴院ニ於テ横浜地方才判所ノ判決ニ対スル被告嘉吉外四名并ニ第一審才判所檢事ノ扣訴及ビ原院檢事被告甚之助清吉ノ各附帶扣訴ヲ審理シ被告九名ヲ有罪ト認メ嘉吉栄吉運太郎ノ所為ハ刑法第百九十条第百九十四条ニ甚之助ノ所為ハ全第二百九十条第百九十九条前段ニ喜代二郎房吉重助政吉清吉ハ嘉吉等ヲ幫助シテ犯罪ヲ遂ケシメタルモ毆打スルコトヲ予知シテ謀殺ノ事実ヲ知ラサレバ第百九十九条後段第百九十条第三百弍条ニ該当ス喜代二郎ハ犯時十六才以上二十才未滿ニ付全第八十一条ニ照シ一等ヲ減シ所犯情状原諒スルモノアルヲ以テ全第八十九条第九十条ニ從ヒ嘉吉ハ本刑ニ一等ヲ減シ栄吉運太郎房吉甚之助重助政吉清吉ハ二等ヲ減シ喜代二郎ハ尚ホ一等ヲ減シテ処断スベキモノナリ故ニ原判決ハ失當ニシテ嘉吉栄吉運太郎喜代二郎房吉及ヒ原檢事ノ扣訴ハ共ニ理由アルニ依リ刑事訴訟法第百六十七条後段ニ從ヒ第一審ノ判決ヲ取消シ更ニ前記ノ事実及法律ノ理由ニ依リ被告嘉吉ヲ無期徒刑ニ被告栄吉運太郎ヲ各有期徒刑十五年ニ被告甚之助ヲ重懲役九年ニ被告喜代二郎清吉ヲ各重禁錮弍ケ年六ケ月ニ被告房吉重助政吉ヲ各重禁錮弍ケ年ニ処云々ト言渡シタル第弍審判決ヲ不當トシ被告九名弁護人利光雀松山田泰造仍ホ被告喜代二郎ヲ除キ他八名ハ上告ヲ為シタリ被告甚之助上告要旨ハ被告ノ犯セシ事実ト擬律ニ意外ノ錯誤アル越權不法ノ才判ナルニ付破毀ヲ求ムト云フニ在リ他七名ハ上告趣意書ヲ差出サズ

被告弁護人利光雀松上告ノ要旨ハ第一現行犯準現行犯ヲ除クノ外警察庁ハ被告人証人ヲ訊問シ又ハ訊問調書ヲ作ルノ權ナキコトハ刑事訴訟法ニ規定アルノミナラズ現ニ犯決例<sup>刑</sup>ノ存スル所ナルニ原院ハ警察官ノ作りタル訊問調書ヲ犯罪ノ資料ニ供シタリ判決書中ニハ仕込杖等ニ徴シ証拠充分ナリト記シ警察調書ハ之レヲ採用セシカ否ヤハ明白ナラザルモ本件ハ該調書ヲ除ク外悉クヒ告ニ殺意ナキコトヲ証シ居ルヲ以テ原院ガ殺意アリト認定シタルノ点ヨリ見ルモ警察調書ヲ採用セルモノニシテ不法ノ判決ナリ第二原判文上被告甚之助ニ説クニ今夕医者ヲ「ヤツ付ケ」ニ行クニ付

応援スベシ云々トアリ「ヤツ付」ノ語ハ俗語ニシテ人ヲ殴打論責又ハ人ヲ殺スコトヲモ意味スル  
 場合アリテ其意義一定セザレバ単ニ此語ヲ以テ殺戮ノ意ナリト見ルヲ得ズ随テ随テ甚之助ガ之レ  
 フヲ諾シタリトハ其何レナルヲ知ル能ハザルニ事実ヲ確定セズシテ謀殺罪幫助ノ律ニ擬シタルハ不  
 法ノ才判ナリ第三原判文ニ決意ノ顛末ヲ告ゲ云々榮吉運太郎兩人ガ全行スルコトニ決シ云々トア  
 ルモ其ノ殺戮ノ決意ヲ告ケタルヤ否ヤ又榮吉運太郎兩人ガ殺戮ニ同意シタルヤ否ヤハ共ニ知ルコ  
 ト能ハザルニ刑法第百九十式条ヲ適用シタルハ不法ノ判決ナリ第四原判文ニ喜代二郎房吉ハ単  
 ニ暴行ヲ加ルガ為メナリト信ジ云々又重助政吉清吉ハ大須賀明ニ暴行ヲ加ル意ナルコトヲ察知シ  
 之レニ全意シト認メナガラ殴打致死ノ正条ヲ適用シタルハ不法ナリ何トナレバ暴行トハ頗ル汎博  
 ノ語ニシテ必ずシモ殴打致死ヲ指スモノニ非レバナリ第五原判決擬律ノ部ニ喜代二郎房吉重助政  
 吉清吉ハ嘉吉等ヲ幫助云々殴打スルコトヲ予知シテ謀殺ノ事実ヲ知ラズ云々トアリ果シテ然ラバ  
 前項第四論旨ヲ不当ト仮定スルモ刑法第百九条後段第四百式十五條第九ニ依リ処分スベキ筈ナル  
 モ正犯ノ罪ハ謀殺ニシテ從犯ノ知ル所ハ単一ノ殴打ナルニ其予知セザル殴打致死ノ刑ヲ適用シタ  
 ルハ擬律ノ錯誤ナリ第六被告運太郎ハ明治五年四月廿八日生ニテ犯罪ノ日ハ全廿五年三月十二日  
 ナレバ犯時尚ホ未成年ナリ何トナレバ刑法上ノ成年ハ刑罰負担ノ能力ヲ定ムルモノナレバ最モ嚴  
 格ナラザルヘカラザルガ故ニ行政上ノ成年ト同一ニ論ス可カラザルヲ以テナリ而シテ刑法第四十  
 九条ハ刑期計算ニ関スル規定ナレトモ他ニ二年齡計算ノ規定ナキ以上ハ援引スベキハ当然ナリ然ル  
 ニ原判文ハ滿式十年ト記シ減等セザルハ不法ナリ第七刑期ノ範圍内ニテ輕重ヲ決スルハ才判所ノ  
 職權ニ属スルモ一方ハ二等ヲ減シ一方即チ喜代二郎ハ三等ヲ減シナガラ其情狀重キ所以ヲ明示セ  
 ズシテ二等減輕者ヨリ重キ刑ヲ科シタルハ不法ナリ第八被告運太郎携帯弓形仕込杖ハ犯罪ノ用ニ  
 供シタリトテ之レヲ沒收シ榮吉嘉吉兩人携帯ノ刀ハ犯罪ノ用ニ供シタルモノニ非ズトシテ本人ニ  
 還付シナガラ事實理由ノ部ニ三人共各携ル所ノ刀刃ヲ揮テ明ヲ斬殺云々ト記シタルハ理由ノ齟齬  
 ナリ第九被告嘉吉ノ扣訴モ理由アリト認メナガラ第一審全一ノ刑ヲ科シタルハ不法ナリ第十第一  
 審ハ手ヲ下シ明ヲ斬殺シタルハ運太郎一人ナルニ原院ニ於テ新事實新証拠ヲ発見セズシテ榮吉嘉  
 吉ノ兩人モ亦斬殺者ナリト事實ヲ變更シタルハ法律ニ背キタル不法ノ才判ナリ第十一原院ハ各証  
 拠ニ付被告ニ意見ヲ問ヒ弁解ヲ命シ其利益トナルベキ証拠ノ差出ヲ告知ス可キ刑事訴訟法ノ規定  
 ヲ履行セズシテ本案ノ審理弁論ヲ結了シタルハ不法ノ判決ニ付破毀アランコトヲ求ムト云フニア  
 リ

相手方原扣訴院検事ハ答弁セズ

被告嘉吉外八名代言人岡山兼吉ガ上告擴張書ノ要旨ハ第一原判文上本件犯罪ノ場所ハ大須賀明宅  
 ナルノミヲ掲ゲ全人ハ如何ナル場所ニ住居スルヤヲ明示セズ或ハ全判文ニ居村字大藏寄留千葉梟  
 人トアルヲ以テ寄留所ハ住宅ナリト云フモノアルモ寄留ノ場所ハ必ず住居ナリト断定スベキニ非  
 ズ故ニ法律ニ適合シタル場所ハ明示スト云フヲ得ズ第二全判文ニ明ハ為メニ左顛項部後頭左側部  
 右上膊外面背中央部臀部六傷ヲ蒙リ直チニ死去云々トアリテ其小大輕重ノ模様ヲ示サザルヲ以テ  
 是等ノ場合ハ救命傷ナルヤ否ヤ又六傷ノ為メ死去セシカ<sup>得也</sup>那<sup>得也</sup>他ノ疾病ノ為メ死去シタルヤヲ知ルニ  
 由ナシ要スルニ理由ヲ具備シタル才判ナリト云フヲ得ズト云フニ在リ

大審院ニ於テ刑事訴訟法第百八十三條ノ定式ヲ解訂シタルニ被告代言人利光雀松ハ自ら差出シ  
 タル上告趣旨第一ニ要旨ヲ敷衍弁明シ全今村角太郎ハ被告甚之助ニ對スル原判文ヲ見ルニ事実上  
 被告ハ暴行ヲ以テ大須賀明ヲ居村ヨリ放逐スルノ所為タルニ過ギザルニ法律適用ニ至リ謀殺罪ノ  
 從犯ナリト判示シタルハ理由ノ不備且ツ理由齟齬ノ才判ナリト擴張シ仍ホ前代言人ノ差出シタル  
 上告第三第四要旨ヲ敷衍明弁シ全五味平五郎ハ全上告第五第六第八要旨ヲ敷衍弁明シ全山田泰造  
 ハ全上告第七第九第十十一要旨及ヒ全代言人岡山兼吉ヨリ差出シタル上告擴張第一第二要旨ハ  
 何レモ其書類ニヨリ至當ノ判決アランコトヲ求メ仍ホ被告甚之助ニ對スル原判文ヲ見ルニ被告ガ



殺意ノ意旨手段方法等其事実悉ク分明ナラザルニ謀殺罪ノ法条ヲ適用シタルハ不法ナリ又被告運太郎ガ年令ハ未ダ成年ニ達セザルモノナリトノ趣旨ヲ以テ扣訴セシモノナレバ原院ハ被告ニ対シ新律綱領ニ定ムル期限ニ付テ既得権ヲ有スルモノニ付キ民法上ノ規定ニ従ヒ未成年者ナルヤ否ヤヲ決定スベキモノナルニ何等ノ理由ヲ付セズ即チ扣訴論点ニ対シ判決ヲ与ヘザルハ不法ノ判決ナリ又重助政吉ニ対シ第一審ハ其場ニ行ズトアルニ原院ハ兩人モ全道セル如ク認メタルハ故ナク事實ヲ変更セルノミナラズ右兩名及ビ清吉ニ対スル原判文ノ事實理由ハ甚之助ト全ジク共ニ不備ノ才判ナリト擴張陳シタリ因テ立会検事川目亨一ノ意見ヲ聴キ判決スル左ノ如シ

被告九名弁護人利光雀松ガ上告第十一点ノ論旨ニ因リ第二審公判始末書ヲ査閲スルニ才判長ハ各証拠ヲ取調べ被告等答弁ヲナシ且ツ証拠物件ヲ被告等ニ示シテ弁解ヲ為サシメタルコトハ記載シアリ然レトモ被告等ニ対シ其利益トナルベキ証拠ヲ差出スヲ得ベキコトヲ告知シタル事蹟アルコトナシ抑モ刑事訴訟法第九十八条ニ規定シタル其利益トナル可キ証拠ヲ差出スコトヲ得ベキコトノ告知ハ被告ノ利益ノ為メ必要欠クベカラザルモノトス然ルニ原才判所ハ此必要欠ク可カラザル告知ヲ為サズシテ直ニ事實審問ヲ終結シタルハ則チ法律ニ違背シタル判決ニシテ之ニ対スル上告ハ其理由アルモノトス既ニ此ノ点ニ於テ原判決ノ全体ヲ破毀スベキ理由アリト認ムル以上ハ其他ノ上告点并ニ被告甚之助ノ上告及ビ各代言人ノ擴張論旨ニ対シテハ一々説明ヲ与ルノ必要ナシ右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第百八十六条ニ依リ原判決ノ全部ヲ破毀シ本件ヲ名古屋扣訴院ニ移スモノナリ

明治廿六年二月九日大審院刑事部公廷ニ於テ検事川目亨一立会宣告ス

大審院部長判事 原田種成

(判事外六名)

大審院書記 加藤殊樹

史料14 大須賀明殺害事件の名古屋控訴院「判決謄本」(写)

明治26年6月26日(28日筆写) (野津田町・村野家文書)

〔欄外〕 三七

〔常水〕 「村野運吉」 四

明治二十六年ヲ第三十九号

判決謄本

神奈川県南多摩郡鶴川村  
大字野津田二千七百九十六番  
地平民農 村野 嘉吉  
明治元年二月生

同県同郡同村同大字九百三  
番地平民農 村野 栄吉  
安政四年五月生

同県同郡同村同大字二千七百七  
十八番地平民弥吉長男農 村野 運太郎  
明治五年四月生

同県同郡同村同大字二千八百三  
十一番地平民只助弟農 大澤喜代次郎  
明治五年六月生

同県同郡同村同大字二千八百廿  
五番地平民農 近藤 房吉  
明治元年四月生

同県同郡同村大字大蔵二千五百  
五番地平民農 井上甚之助  
安政五年五月生

同県全郡全村大字二千百九十九  
七番地平民農 井上政吉  
安政五年七月生

同県同郡同村全大字二千百八十九  
番地平民農絹糸製造業  
井上重助  
明治元年七月生

同県同郡同村同大字二千二百廿八  
番地平民大工職 鳥海清吉  
安政元年八月生

右九名ニ対スル謀殺被告事件ニ付明治廿五年六月十六日横浜地方裁判所ニ於テ被告嘉吉栄吉運太郎喜代次郎房吉ノ五名ハ共ニ謀殺ノ所為アルモノトシ刑法第二百九十二条ヲ適用シ喜代次郎ハ犯時年齢十六歳以上二十歳未満ナルヲ以テ同法第八十一条ニ照シ本刑ニ一等ヲ減シ被告甚之助ハ勝手口ノ兩戸ヲ突キ破リタル所為被告清吉ハ玄關ノ兩戸並ニ土蔵ノ壁ヲ打破リタル所為アルモノトシ共ニ同法第四百七条第一項ヲ適用シ以上何レモ所犯原諒スヘキ情状アルヲ以テ同法第八十九条第九十条ニ依リ酌量シ被告嘉吉栄吉運太郎ハ各本刑ニ一等ヲ減シ各無期徒刑ニ処シ被告喜代次郎房吉ハ各本刑ニ二等ヲ減シ喜代次郎ヲ重懲役十年ニ処シ房吉ヲ有期徒刑十二年ニ処シ被告甚之助清吉ハ各重禁錮五月罰金二円ニ処シ被告甚之助重助政吉清吉カ謀殺ノ点ハ刑事訴訟法第二百二十四条ニ依リ各無罪トシ差押ヘアル弓形ノ仕込杖一本ハ刑法第四十三条ニ依リ没収シ其他ノ物件ハ各所有者ニ還付スト言渡シタル第一審判決中被告甚之助政吉重助清吉ノ四名ニ対スル部分ニ付テハ立会檢事吉田勇六郎ヨリ控訴ヲ為シ被告嘉吉栄吉運太郎喜代次郎房吉ハ各其自己ノ部分ニ対シ控訴ヲ為シタル処東京控訴院ニ於テ檢事福原直道ハ原判決ハ被告甚之助清吉ニ付酌量何等ヲ減ストノコト記載ナシ即チ瑕瑾アル裁判ナリトノ附帯控訴ヲ為シ被告甚之助清吉ノ弁護人今村角太郎ハ被告甚之助清吉カ家屋ノ一部分ヲ破壊シタル所為ハ家屋毀壞罪ノ未遂ナリ而シテ未遂ヲ罰スヘキ法条ナケレハ無罪タルヘキニ刑法第四百七条ヲ適用シタル原判決ハ擬律ニ錯誤アリ即チ原判決ハ不当ノ裁判ナリトノ附帯控訴ヲ為シ被告運太郎弁護人山田泰造ハ運太郎ハ未丁年ナルニ原判決ニ法律上ノ宥恕減等ヲ与ヘサリシハ不当ナリトノ附帯控訴ヲ為シタルニ依リ併セテ審理ノ末各有罪ト言渡シタル東京控訴院ノ判決ヲ不当トシ被告九名弁護人利光鶴松山田泰造仍ホ被告喜代次郎ヲ除キ他八名ハ尚ホ各上告ヲ為シタル処大審院ハ右東京控訴院ノ判決全部ヲ破毀シ当院ヘ移送シタルニ依リ一件審理ヲ遂ケ判決ヲ為スコト左ノ如シ

被告嘉吉栄吉等ハ被告運太郎喜代次郎房吉等ハ同郷ノ青年輩ト共ニ常ニ其居住セル神奈川縣南多摩郡鶴川村字野津田ニ設立セル凌霜館ニ相集リ互ニ時事ヲ談論シ文武ヲ研究シ居タル処明治廿五年二月衆議院議員総選挙ノ当時自由黨員石坂昌孝瀬戸岡為一郎ヲシテ当選セシメントコトヲ欲シ熱心運動スルニ際シ居村字大蔵ニ寄留セル千葉県人医師大須賀明ナル者亦タ被告等ト同主義ヲ取り會テ原町田ニ於テ民黨議員候補者撰定ノ為メ懇親會ヲ開キタル際被告等ト同シク之ニ臨ミ席上演説ヲ為シ民黨ノ為メニ尽力スヘシト明言シ置キナカラ中頃ニシテ反對党ヨリ賄賂ヲ受ケ節ヲ変シ俄ニ反對党ノ吉野泰三ニ投票セシメントノ運動ヲ為シタル為メ二月十五日開票ノ際其結果居村投票者ノ中三票ノ減殺ヲ見ルニ至リシ連大ニ大須賀明ヲ怒リ此ノ如キ人物ハ將來一村ノ害ヲ為スモノニ付居村ヨリ追出サ、ルヲ得ス依然居村ニ住居スルニ於テハ寧ロ明ヲ撲滅スルニ如カスト思惟シ憤ルコト甚シキヨリ明ハ暗ニ危害ノ至ルヲ懼レ一時身ヲ他所ニ避ケタルモ日ナラスシテ自宅ニ歸リ潛ミ居タル処明治廿五年三月十二日嘉吉ハ之ヲ聞知シ明ノ再ヒ居村ニ歸リ居ルヲ憤リタル余リ窃カニ明ヲ殺害セント決意シ同日午前十時頃村内ノ作場道ニ於テ被告甚之助ニ邂逅シタル際甚



之助ニ対シ我ハ今夕医師ヲ遣ツ付ケル決心シタレハ之カ助力ヲ請ヒ度旨依頼シタルニ甚之助ハ直ニ同意シ兩人互ニ諸事牒シ合セタル上相別レタリ而シテ嘉吉ハ同日午後凌霜館ニ到リ栄吉運太郎喜代次郎房吉其他ノ者ト同所ニテ共ニ飲食談話ヲ為シタル際嘉吉ハ明カ再ヒ帰り居タルニ今夕同人ヲ殺害セントノ旨ヲ謀リタルニ榮吉運太郎喜代次郎房吉等ハ直チニ之ニ同意シ各明ヲ殺害スルノ意ヲ決シ乃チ同日午後第九時頃運太郎ハ其所有ノ弓刑ナル仕込杖ヲ携ヘ嘉吉栄吉モ亦仕込杖ヲ持チ喜代次郎ハ青竹房吉ハ山椒ノ杖ヲ提ケ相共ニ凌霜館ヲ発シ明ノ居宅ニ向ヒタリ又甚之助ハ此夕其親属ナル被告重助宅ニ於テ日待ノ宴アリ迎之ニ招カレ同人方ヘ至リシニ間モナク被告政吉清吉モ来合セ共ニ飲酒シタル末甚之助ハ昼間嘉吉ヨリ助力ノ依頼ヲ受ケタルヨリ重助政吉清吉ニ対シ陽ニ其旨ヲ告ケスシテ明方ヘ兎追ニ行カント発言シタルニ重助政吉清吉ハ単ニ明ヲ脅シ居村ヨリ追払フコトナラント思料シ各同意ヲ表シ甚之助ト共ニ同夜九時頃重助宅ヲ発シ各明方ヘ赴ク途  
中明居宅ノ近傍ニ於テ恰モ前頭凌霜館ヨリ来リタル嘉吉等ト相合シタレハ嘉吉ハ直ニ喜代次郎ヲシテ偽リテ金井ノ八幡ノ近傍ニ急患者アルニ付速ニ往診ヲ請フト詐呼シテ大須賀ノ戸ヲ敲カシメタルニ大須賀ハ夜中殊ニ降雨ノ故ヲ以テ之ニ応シ難シト謝絶シ戸締リヲ開カサルヨリ被告甚之助ハ隣家加川孫四郎方ニ立掛ケアリシ梯子ヲ把リ来テ忽然明宅勝手口ノ雨戸ヲ突キ破リ被告清吉ハ同人宅土蔵ノ辺ニアリタル掛矢ヲ把テ玄関ノ雨戸並ニ土蔵ノ壁ヲ打チ其雨戸ヲ破毀シタル故明ハ此物音ヲ聞キ忽チ驚キ危害ヲ避ケント思ヒ襯衣ノ儘掾側ノ雨戸ヲ開キ戸外ニ逸出シタルニ嘉吉栄吉運太郎ハ既ニ此処ニ在テ早く同家南裏ノ桑畑ニ追込ミ各携フル所ノ仕込杖ヲ揮テ明ニ切り付ケ同人ノ背中央部ニ於テ死ニ至ルヘキ重傷一個其他右顱頂部後頭左側部右上膊外面臀部等ニ創傷ヲ負ハセ各前後ニ其場ヲ逃走シ明ハ為メニ即夜死去シタルモノトス

其事実ハ被告等ノ予審調書及当公廷ノ供述檢証調書医師鑑定書大須賀テイ加川孫四郎予審調書押収シアル弓刑ノ仕込杖ニ拠リ証憑十分ナリトス

之ヲ法律ニ照スニ被告嘉吉栄吉運太郎甚之助喜代次郎房吉ノ所為ハ共ニ刑法第四百九十二条ニ依リ死刑ニ当ル処喜代次郎ハ犯時十六歳以上二十歳未満ニ付同第八十一条ニ依リ本刑ニ一  
等ヲ減シ尚ホ何レモ所犯原諒スヘキ情状アルヲ以テ嘉吉栄吉運太郎甚之助ハ各一  
等ヲ酌減シテ無期徒刑ニ処シ喜代次郎房吉ハ各二等ヲ酌減シ喜代次郎ハ重懲役十年ニ房吉ハ有期徒刑十二年ニ処スヘキモノトス被告甚之助力勝手口ノ雨戸ヲ突キ破リタル所為ハ単ニ謀殺ノ手段タルニ過キサル  
モノニシテ別ニ刑法第四百七十七条ノ犯罪ヲ組成セス被告清吉力掛矢ヲ以テ玄関ノ雨戸ヲ打破リタル所為ハ刑法第四百七十七条ニ依リ一年以上五年以下ノ重禁錮二円以上五十円以下ノ罰金ニ処スヘ  
キ処所犯原諒スヘキ情状アルニ付同第八十九条第九十条ニ依リ本刑ニ一等ヲ減シ処断スヘキモノ  
ニシテ同人カ土蔵ノ壁ヲ打チタル所為アルモ毀壞シタリトノ証憑不十分ニシテ此点ハ刑事訴訟法  
第二百二十四条ニ依リ無罪タリ被告政吉重助ハ前頭事案ノ如ク謀殺ノ意思ナキノミナラス殺害ニ  
加功シタリトノ証憑モ十分ナラサレハ到底刑事訴訟法第二百廿四条ニ依リ各無罪ヲ言渡シ押収ノ  
弓形仕込杖一本ハ刑法第四十三条二号第四十四条ニ依リ没収シ其他ノ物件ハ各所有者ニ還付スヘ  
キモノタリ又運太郎弁護人山田泰造ハ前頭ノ如ク運太郎ハ未丁年ニシテ宥恕減輕ヲ与フヘキモノ  
ナリトノ附帯控訴トシテノ申立ハ必竟運太郎カ主タル控訴ノ擴張タルニ過キサレモ運太郎ハ明治  
五年四月生ニシテ明治六年第三十六号布告及明治五年第三百三十七号布告ニ依レハ犯罪ノ当時即  
チ明治廿五年三月既ニ満廿歳ニ達シタルモノナレハ本弁護人ノ論旨ハ其理由ナキモノトス故ニ被  
告政吉重助清吉ニ対スル檢事ノ控訴及被告嘉吉栄吉運太郎喜代次郎房吉等ノ控訴ハ何レモ其理由  
ナキモ第一審ニ於テ前掲ノ如ク処断シタルハ結局瑕瑾アル不当ノ裁判タルヲ免レス檢事ノ甚之助  
ニ対スル控訴東京控訴院檢事ノ附帯控訴被告甚之助清吉弁護人今村角太郎ノ附帯控訴ハ共ニ其理  
由アリトス

右ノ理由ニ依リ本院ハ刑事訴訟法第二百六十一条前段ニ從ヒ被告嘉吉栄吉運太郎喜代次郎房吉ノ

控訴及被告政吉重助清吉ニ対スル檢事ノ控訴ハ共ニ之ヲ棄却ス被告甚之助ニ対スル檢事ノ控訴及東京控訴院檢事附帶控訴被告甚之助清吉弁護人今村角太郎ノ附帶控訴ハ其理由アルヲ以テ同法條後段ニ從ヒ原判決ヲ取消シ更ニ前掲ノ事實ト法律ニ抛リ被告甚之助ヲ無期徒刑ニ処シ被告清吉ヲ重禁錮五月罰金二円ニ処ス被告清吉カ土蔵ノ壁ヲ打破シタリトノ点ハ何レモ無罪トス

明治廿六年六月廿六日名古屋控訴院刑事部公廷ニ於テ檢事香坂駒太郎立會言渡ス

裁判長判事 村地 正活

判事 檜崎 潤造

判事 讚井 逸三

判事 大野 金三郎

判事 乾 孚志

裁判所書記 伊藤 哲

原本ニ依リ謄写ス(名古屋控訴院)

明治廿六年六月廿八日 名古屋控訴院書記 伊藤 哲〔職印〕

史料15 「浮浪中凌霜館滞在日誌」 明治25年11月11日〜25日 (野津田町・石阪家文書)

第壹号

浮浪中凌霜館滞在日誌 明治廿五年十一月

十一日曇前十一時半凌霜館へ着此夜しまやへ入浴ス

十二日快晴后一時半頃より凶師へ行半造氏ニ対面シ夫れよりかしゃ及ぬく沢へ行但しかしゃにて入浴ス

十三日半晴前十時頃しまやへ行しまやへ入浴ス

十四日雨

十五日半晴此夜兔肉食ス

十六日快晴后二時頃よりかしゃや東へ行夫れよりぬく沢及かしゃへ行但しかしゃにて入浴ス

十七日半晴

十八日前半晴后雨本日梅堂及重太へ書状后一時頃理髮師へ行

「近衛第一聯隊第二大隊八中隊吉澤嘉一郎」

十九日快晴前八時頃しまやへ行后〇時頃かしゃや東よりぬく沢へ行此夜しまやへ入浴ス此日しまやにておそね過日之噺ニ付母よりと申話あり

廿日快晴前十時頃より鶴川事件公判(廿一日開庭)証人として大矢正夫氏市川直右衛門氏兩人出京傍聴として村野暉氏全為造氏大藏須崎兄弟及村の彰河井信次郎等出京ス

本日於木曾十夜執行ニ付撃劍会アリ右出席人河井弥作萩生田兄弟石坂愛助市川常吉小菅浅次郎小菅年太郎等なり

河井弥作萩生田瀧蔵市川常吉泊ス

廿一日快晴来ル廿五日午後七時より河井信次郎本年適齡入営ニ付(来十二月一日入営ナリ)於凌霜館送別会相催候為別紙人名へ通報ス此件之為学校へ行河井義平へ右配付方依托ス但シ学校生徒へ持帰ラセンカ為ナリ于時午後一時半頃ナリ此夜しまやへ入浴ス市川常吉泊ス

廿二日快晴前九時半頃よりかしゃやへ行続て其後〇時頃ぬく沢へ行帰途す々木やへ立寄しまやへ行入浴してかしゃや東へ行帰館ハ午後六時頃なりきして見れば河井義平より

第貳号

十一月二十二日之続き

書状机上ニあり同時ニ村の榮吉妻某来訪ス此夜市川直右衛門帰村之由同人申ス  
河井弥作萩生田瀧蔵小菅浅次郎小菅年太郎小菅虎造泊ス

廿三日少晴午前七時五十分頃出館す々木やへ立寄り市川直右衛門方へ行かしや及ぬく沢へ行但シ本日ぬく沢にて山崎へ行ニ付同時より後五時半頃迄留守居ス此夕かじや東へ入浴ス同家にて母氏ニ面ス

本日村野常右衛門全暉全為造全文之丞近藤市三郎帰村の由かじや東にて聞く

又河井信次郎ハ昨夜帰村之由直右衛門の嘯

此日午後九時半頃大矢正夫帰館ス

市川萬吉小菅年太郎全浅次郎泊ス

此夜後八時半頃しまやへ浅次郎年太郎兩人へ書状携帯せしむ

但し返答ハ明日午前九時御出張との事大矢ニ伝言あり

廿四日雨天午前八時五十五分出館前日之約ニ依テしまやへ行常右衛門在宿にて家政上之件ニ付同人より嘯あり同十一時頃帰館ス又十一時半頃よりかじやへ行暫時にしてぬく沢へ行して午後五時頃帰館ス

此夜大矢正夫丸山へ行帰家の件を談話し其結果として明日午後三時帰家ニ決ス

但し右大矢ハ帰館の途次ぬく沢へ立寄して午後十時頃着館ス此夜后十時頃よりぬく沢へ泊直ニ行此夜来館者ハ河井弥作萩生田瀧蔵小菅浅次郎全虎造吉澤年太郎等なり

廿五日快晴昨夜より引続きぬく沢留守居として午後四時迄罷在ル其間叔母君ハしまやへ行其不在中午前十時半頃石坂久助萩生田又吉兩人来訪ス午後三時半頃叔母君帰宅ス全刻ニ先スルト二十分大矢正夫昨日之件ニ付当家へ来訪ス夫レヨリ三人にて茶吞して午後四時頃大矢正夫ヲ同伴帰家ス

史料16 小菅吉蔵の河井信次郎宛書簡 明治25年11月26日 (野津田町・村野家文書)

拜啓

時下降霜之候尊堂御一統御変り無之候哉小生無事消光罷在候間乍憚御休神被下度候備て君性素より勇壮活潑加ふるに完全無欠之体格を以て目出度来月一日御入宮之由國家之為奉慶賀候右ニ付て昨廿五日盛大なる送別会凌霜館に於て御開會之趣時日石阪恩孝氏より通知有之候へ共不幸にも時に小生一身上進退之件にて協儀有之候始末乍遺憾其盛大の宴末にも列する能はず日頃竹馬之交誼せしも空しく他見視するは不本意と雖も此も無余儀次第平ニ余か心中御賢察之程願上候猶申迄も無之候へ共御入宮後者充分國家之為め御尽力御勉勵あらん事を他者錦衣御帰郷之程を相待ち万々御祝可申候先者御祝旁如斯に御座候猶又御入宮後者至御音信を通ずべくに付宮所御報知之程偏に願上候

十一月廿六日

小菅吉蔵

河井信二郎君

〔封筒表書き〕 神奈川県南多摩郡鶴川村野津田 河井信次郎様 呈机下

〔封筒裏書き〕 十一月廿六日 高坐郡溝村上溝学校内 小菅吉蔵

史料17 大須賀事件関係者村野嘉吉の墓碑銘 大正15年春 (野津田町・村野家墓地)

〔前面〕 村野嘉吉之墓

〔左面〕 大正十五年春彼岸建之 施主 村野孝福



「村野嘉吉君ハ明治元年鶴川村野津田ニ生ル資性豪毅沈勇ニシテ材幹アリ君□少壯時代現貴族院議員村野常右衛門氏其ノ居村青年修養ノ為メ凌霜館ヲ設ク附近ノ青年輩余ニ相集リ講学練武大ニ志氣ヲ砥礪ス鶴川村青年ノ名声四隣ニ振フ而シテ君ハ実ニ其ノ中堅タリ偶明治二十五年衆議院議員総選挙ニ当リ時ノ内務大臣品川彌次郎官権ヲ揮ヒ大千涉ヲ行フ君猛然起チテ民党ノ戰士トナル血氣熱烈遂ニ村内大蔵ニ殺人事件ヲ演スルニ至リ凌霜館ノ健児亦多ク連坐ス君ハ其ノ主犯トシテ無期徒刑ニ処セラルル爾来北海道ノ獄ニ苦役十有一年明治三十六年赦ニ遇ヒテ出獄ス其ノ家郷ニ帰ルヤ思慮愈円熟シ前途將ニ為ス所アラントス大正十年七月病ヲ得行年五十四歳ニシテ逝ケリ惜哉」

### 史料19 「凌霜館の設立 薩摩浪人も村野に遠慮す」(渡辺欽城『三多摩政戦史料』)

「村野ハ中島に勉強せよと云はれたが深い印象となつて又石坂に話すと無論異議はない、併し何う云ふ物を勉強するから明らぬので石坂と村野と共に五十円宛を出し百円として中島に送つて書籍購入を依頼した。間もなく届けられたのは弘国革命史を初め各国の政党史を初めとして政治家に必要な物を多く送られたので大に政治に興味を持つ事となつて今日にらしめたのである。

これより先き村野ハ郷党に於て青年子弟を教養すべく凌霜館を起し武術を大に奨励したのであつたが、単に武のみでは不可と云ふので師範学校出身の篠原某を聘して学芸を併せ教ゆるやうにし日夜互に研究に怠りなかつた、此の際村野方に二三の食客があつたが薩摩浪士結城四郎も其の一人であつた。其の後多くの薩摩浪人に到る処の豪農巨商に押し入つて金銭を強喝して居た、然るに鶴川村は勿論村野の親戚故旧だけは此の難を免れたのが不思議のやうであつたが、実は彼の結城も其の一人に特に土地の情況や関係を知らるが為め特に村野の関係者や居村を避けたものと判つた。

村野が政治運動を為す事となつて同輩として志を与にした者は、北多摩では吉野泰三、大磯では伊達時、吾妻村では水島保太郎等で大に時事を談じたものであつたが、ひとり吉野のみは自然疎隔するに至つた、其れは村野が大坂事件に携はつて未決在監中森久保と吉野との確執より遂に莫逆の友を失つたので若し自分が居たならば両者の間も円満に行つたであらうと常に惜んで止まぬのである。

### 史料20—1 「大矢正夫自徐伝」第三篇 自特赦出獄至震災遭難 其一 凌霜館時代

明治廿五年の元旦は、平亀楼の家族と共に、椒酒辛盤の式膳に向ひ、越年の慶を祝したり。時に正夫、年齒当に三十なり。中甸徳島を出発、大坂、三重、和歌山の監獄廻りをなし、下旬横浜に帰着、有志の歓迎を受けて、武相俱樂部に入る。一兩日滞在の後、森久保作蔵氏、難波惣平氏と共に、森甚太郎氏の宅に着く。八年目にて妻子に再会す。唯だ保子のみハ初対面なり。居ること数日、妻子は其儘森氏に托して、栗原に両親を問ひ、二月初旬南多摩郡鶴川村、野津田の凌霜館に寓居せり。是れ石坂、村野両君が、正夫の為に与へられたる便宜なり。

三十歳にして、社会に再生したる正夫ハ、家なく、産なく、公権なく、真に赤裸一貫の不具者なり。其家なく産なき所以ハ、重罪の予審結定を受くるや、家督相続権を抛棄して財産の全部を実弟に譲り、両親の孝養を引請しめたればなり。赤裸一貫の不具者とハ、一錢一厘の資産なくして、公権褫奪の身なればなり。而て妻と二人の愛児とは、之を養ハざるべからざるなり。且つ此当時ハ附加刑監視の執行を受けつゝあるの身なり。何に依りてか、糊口の道を立てん、何に向てか、生活の道を開かん。労働に従事せんか、体質之を許さざるなり。巡查たらんか、郵便脚夫た

らんか、公権なきを如何せん。学校教員も、役場の書記も、公権褫奪の身にては、採用せられざるなり。如斯事情は、如斯境遇を實踐せる者に非ざれば、其真味を解し得ざるなり。普通犯罪者が、改心を誓て出獄し、社会に容れられずして、乍ち自暴自棄に陥り、再び罪人となるに至る、亦理なきに非ざるなり。

吾が先輩、石坂、村野の両氏ハ、夙に之を慮り、余を凌霜館に寄寓せしめて、住所の安定を与へ、其生活を資すべく、野津田学校の小使に採用せしめたり。実ハ小使の名義にて教鞭を執らしめしなり。校長の俸給と小使の月給、其同額ヲ給すとは、亦異ならずや。三月十二日の、医者殺し事件に連座して、八王子監獄に収監せられ、私に公権を使用したる、罪に問ハれんとせしを、辛ふじて免れしは、校長河合義平氏の機転に由りてなりき。此の秋、石坂昌孝氏の邸宅を留守することとなり、妻子を呼寄せて同棲す。是より廿七年九月まで、神奈川、千葉、東京府の選挙運動に参加せしも、別に記述を要する事項なし。

#### 史料20―2 「大矢正夫自徐伝」第一篇略歴（凌霜館時代の活動）

明治廿五年二月、南多摩郡鶴川村、野津田の凌霜館に迎へらる。館ハ青年の夜学、並に撃剣を修業せる所にして、村野常右衛門氏の主幹せる道場なり。正夫ハ茲に寄宿して、青年を指導し、又野津田学校の小使を奉職して、陰に教鞭を執る。公権剥奪の身なればなり。

時に品川内務大臣の指揮下に、有名なる干渉選挙の挙行あり。全国到る処に、流血殺傷の騒動あり。又投票函の争奪行ハる。南多摩も亦吏党の指目する所、警察官や、博徒の群れを使囑して、極力民党を庄迫せり。然も邪ハ正に敵せず。石坂昌孝氏は大多数を以て当選せり。

選挙終て後、大蔵の医師大須賀明なるもの、吏党に裏切りたる証跡判明せるより、七八名の青年、大に憤慨し、夜陰其宅を襲ふて斬殺す。選挙に失敗したる警官の一隊六七十名、野津田、大蔵に出発し、復讐的体度<sup>（毒カ）</sup>を以て青年に臨み、拿捕強問到らざるなし。正夫の如きも縛され、踏蹴られ、松の木に制縛さるゝ等、あらゆる暴行を加へられ、顔面にハ泥草鞋の蹂躪にて、幾点の擦過傷を遺留せり。下手人、并に共犯者の全部を、拿捕して引揚げたり。正夫も亦其嫌疑を蒙り、八王子の獄に投せらる。乍併予審にて免訴の言渡を受けたり。

#### 史料28 「凌霜館跡」碑文 昭和61年6月

ここは野津田の生んだ民権家・村野常右衛門が、一八八三年（明治一六年）に私財をさいて、広さ二十坪（六六平方メートル）ほどの凌霜館を建てた場所です。

村野はここに多くの青年子弟を集め、厳しい霜を凌ぐという名の通り、剣術を通して身体と精神を鍛え、同時に自由民権思想の学習を盛んに行いました。その中から続々と若い活動家が育ち、ここを拠点に民権運動が展開されたのです。その伝統はその後も村の青年たちに受け継がれていきました。

こうした歴史を刻む土地を御子孫の村野順三・婉子御夫妻から町田市にご寄附いただきました。そこで市では、ゆかりの地を記念して自由民権運動を中心とした資料館を建てるとともに、隣接土地所有者の丸憲夫氏の御協力を得て丘陵に続く貴重な緑を守っていくことにしました。

昭和六十一年六月